

[事案 25-59] 契約無効請求

・平成 25 年 11 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

銀行員（募集人）が、自分の許可なく契約申込書を保険会社に送付したとして、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、平成 24 年 10 月に契約した終身保険（米ドル建）の契約を無効として、払込保険料を返還してほしい。

- (1) 銀行員（募集人）から書類を出され、何の書類かわからないまま契約申込書に氏名住所等を記入させられた。
- (2) 募集人は、自分が持参した印鑑を預かり、許可なく契約申込書に押印し、保険会社に送付した。
- (3) 本契約については、外貨預金口座から保険料が振替送金されているが、外貨為替計算書には、自分の筆跡ではないサインがある。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は申立人に対して、パンフレット等を使用して、本契約の内容およびリスクを説明し、申立人が本契約の内容を理解したことを確認している。
- (2) 申立人は契約申込書等の書類の内容を理解し、自ら作成しており、募集人が申立人の許可なく申込書類を保険会社に送付した事実はない。
- (3) 外貨為替計算書は、募集銀行が申立人から依頼された送金処理を行った旨を報告するために募集銀行が作成する書類であるが、保険会社への保険料送金に必要な書類は申立人自身が作成しており、募集人は申立人の保険料支払意思を再確認のうえ、申立人の依頼にもとづき保険会社への保険料送金処理を行っている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人は、募集人が、申立人の許可なく保険会社に契約申込書を送っていたと主張し、本契約の無効を求めていることから、本契約を申し込む意思がなかったことを主張しているものと判断する。

2. 以下のとおり、申立人に本契約を申し込む意思がなかったと認めることはできない。

- (1) 事情聴取の結果から、申立人による、「何の書類かわからないまま申込書に氏名住所等を書いた」との主張を認めることはできない。
 - ① 申立人は募集銀行にて契約申込書について、少なくとも、住所、氏名、生年月日、電話番号、死亡保険金受取人、円建終身保険へ自動移行する金額となる目標値、米ドルでの入金額、を自ら記入したことが認められる。

②申立人は、募集人が保険の説明をしていたこと自体は認めており、申立人自身が記入した契約申込書には、終身保険契約の申込書であることが太字で記され、生命保険契約を申し込む旨の文言が記されている。

③なお申立人は、契約申込書に記載した当日には契約申込書に捺印をしておらず、後日印鑑を持参した際に、申立人の許可なく募集人が勝手に捺印して契約申込書を作成したと主張するが、遅くとも、申立人が印鑑を持参したと主張する日以前である、保険会社での契約申込書の受領日の時点までには契約申込書類に不備がないことが確認されていたと考えるほかなく、保険会社での受領日以降に募集人が契約申込書を作成したとの事実を認めることは困難である。

④申立人は意向確認書の各項目について募集人が読み上げたことを認め、また、少なくとも、保障内容、保険料、無配当保険であることや為替相場の変動リスクがあること等の確認項目についてチェックし、署名したと述べており、これらを確認したことが推測できる。

(2)申立人は外貨預金払戻請求書および外貨建送金依頼書に自署したことが認められることから、保険料の送金手続を行ったことは明らかである。